

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No 4	府省庁名：農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置の拡充	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業を営む個人がその推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部及び採草放牧地と準農地の2/3以上の面積を贈与した場合には、贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者が死亡したとき、免除される。</p> <p>・特例措置の内容 贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地に係る不動産取得税については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される特例措置が講じられる。 このたび、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進し、優良農地の確保及びその有効利用を図る観点から、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等（以下「特例農地等」という。）のうち、市街化区域以外の区域にある農地等について、受贈者が、一定の事業による貸付け（特定貸付け）を行った場合は、その期限を確定せず、猶予が継続する措置を創設することを要望しており、贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置についても同様の取扱とする拡充を要望する。</p>	
関係条文	地方税法附則第12条、租税特別措置法第70条の4	
減収見込額	(初年度) ▲157 (▲19) (平年度) ▲157 (▲19) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面している我が国の農業については、農業の競争力・体質強化が喫緊の課題であり、「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」（平成23年8月2日、食と農林漁業の再生実現会議）において、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指すとされたところ。 今後、高齢農家の大量リタイアが見込まれる中、その農地を担い手に集積することが重要となる中、贈与税の納税猶予の適用を受けている者にとっては、老齢等のために体力・意欲が低下しているにも関わらず、猶予期限が確定しないように無理をして営農を続けている状況が見られ、農地の集積の妨げとなる恐れ。 このため、力強い農業構造の実現に向けた農地の集積が円滑に進められるように特例農地等の貸付けについて特例を設けることが必要。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展(産業、人、生産基盤)</p> <p>《政策分野》 優良農地の確保と有効利用の促進</p>
	政策の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるよう、これらの者への農地の利用集積を進める。
	政策目標の達成状況	販売農家及び法人経営への農地の利用集積について、平成32年度8割程度の目標に対し、平成17年度の実績は76.1%。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数 2,500 適用者の範囲 40,790
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	贈与税の納税猶予の適用を受けている者が、老齢等のため体力及び営農意欲が衰えたにもかかわらず、納税猶予が打ち切られることとなってしまったため、無理をして営農を継続している実情があるため、こうした者の所有している農地について、より営農意欲の高い農業者への貸付けを可能とすることにより、意欲ある農業者に対する農地の利用集積が促進され、農地の有効利用が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例 ・農地保有の合理等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 ・農業経営基盤強化促進事業に基づく買入協議により農地保有合理化法人等により買取られる場合の譲渡所得の特別控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者戸別所得補償制度における規模拡大加算 <p>農地利用集積円滑化事業により農地を集積した場合に、農地の受け手に2万円/10aを交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別所得補償経営安定推進事業のうち農地集積協力金 <p>離農者又は農地の相続人等が、地域の中心となる経営体に、農地の貸付け等を行うことが確実と認められる場合に、一定の協力金を交付。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算は農地の受け手対策、本特例は農地の出し手対策として、明確に役割分担。 ・戸別所得補償経営安定推進事業のうち農地集積協力金による農地集積を円滑に進める妨げにならないために、本特例を設けることは不可欠。
	要望の措置の妥当性	<p>本特例は、現行では、特例農地等の貸付けが、たとえ地域の担い手に対するものであっても納税猶予の期限の確定事由とされているため、農地の利用集積の妨げとなることから、税制上の特例により納税猶予の継続を認め、農地の有効利用を図る趣旨であり、予算又は融資等の他の政策手段では対応することはできない。</p> <p>以上のことから、手段として適切であり、かつ、他の手段に比して有効なものである。</p> <p>また、本措置は、農業経営基盤強化促進法に基づく政策的な貸付けに限って措置しようとするものであることから、必要最小限の措置となっている。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—